

## 7. 利用予定バス会社一覧

都県名	バス会社名	都県名	バス会社名	都県名	バス会社名
埼玉県	秩父鉄道観光バス株式会社	埼玉県	有限会社藤交通	群馬県	日本中央バス株式会社
埼玉県	株式会社フジエクスプレス	埼玉県	株式会社群馬バス	群馬県	東観光バス
埼玉県	日の丸自動車興業株式会社	埼玉県	株式会社和光輸送	群馬県	エイチエム交通
埼玉県	川越観光自動車株式会社	埼玉県	晃和交通株式会社	群馬県	群馬コープ観光
埼玉県	埼玉自動車交通株式会社	埼玉県	中央交通株式会社	群馬県	群馬中央バス
埼玉県	協同貨物自動車株式会社	埼玉県	さくら観光バス株式会社	群馬県	館林観光バス
埼玉県	深谷観光バス株式会社	埼玉県	株式会社彩京リムジン	群馬県	つつじ観光バス
埼玉県	朝日自動車株式会社	埼玉県	関東自動車株式会社	群馬県	ティーケーバス
埼玉県	三倭観光株式会社	埼玉県	有限会社和幸観光バス	群馬県	あおば交通
埼玉県	東埼玉観光株式会社	埼玉県	有限会社富士自動車	栃木県	富士観光バス株式会社
埼玉県	ピーエム観光株式会社	埼玉県	有限会社リライエンス	栃木県	足利中央観光バス
埼玉県	東栄運輸株式会社	埼玉県	ダイヤモンド観光バス株式会社	栃木県	あさみ観光バス
埼玉県	川島自動車株式会社	埼玉県	株式会社エストコーポレーション	栃木県	しもつけ観光
埼玉県	大和観光自動車株式会社	埼玉県	株式会社美杉観光バス	東京都	国際興業株式会社
埼玉県	広栄交通バス株式会社	埼玉県	株式会社上信観光バス	東京都	東都観光バス株式会社
埼玉県	西武観光バス株式会社	埼玉県	細井自動車株式会社	東京都	東京ヤサカ観光バス株式会社
埼玉県	株式会社協同バス	埼玉県	有限会社エスケー交通	東京都	東武バスセントラル株式会社
埼玉県	イーグルバス株式会社	埼玉県	彩輝自動車株式会社	東京都	武州交通興業株式会社
埼玉県	武蔵野交通株式会社	埼玉県	株式会社春日部観光バス	東京都	朝陽観光バス
埼玉県	つばさ観光バス株式会社	埼玉県	庄和観光バス株式会社	東京都	西東京バス
埼玉県	ロイヤル交通株式会社	埼玉県	株式会社エム・ピー	東京都	東京ワナー観光バス
埼玉県	ミヨシータルサービス株式会社	埼玉県	TCB観光株式会社	東京都	総合観光バス株式会社
埼玉県	マルモト観光バス株式会社	埼玉県	花園観光バス株式会社	東京都	アイビーエス
埼玉県	有限会社三笠商事	埼玉県	すみれ観光バス株式会社	東京都	亜希プロ
埼玉県	株式会社大堰観光バス	埼玉県	光輝観光バス株式会社	東京都	アモーレ交通
埼玉県	株式会社ファースト秩父バス	埼玉県	有限会社明日香交通	東京都	関越バス
埼玉県	株式会社東埼玉観光バス	埼玉県	有限会社三芳野タクシー	東京都	銀河鉄道
埼玉県	株式会社太栄観光バス	埼玉県	埼玉観光株式会社	東京都	ジャムジャムエクスプレス
埼玉県	株式会社東栄自動車	埼玉県	大宮西観光株式会社	東京都	ジョイフル観光
埼玉県	株式会社グリーン観光サービス	埼玉県	武陽観光バス株式会社	東京都	日立自動車交通
埼玉県	エムエス観光バス株式会社	埼玉県	多野観光株式会社	東京都	富士自動車
埼玉県	株式会社瑞穂	埼玉県	有限会社葵観光交通	東京都	メモリー観光バス
埼玉県	城南観光バス株式会社	埼玉県	有限会社ツエー観光バス	東京都	友愛観光バス
埼玉県	北斗交通株式会社	埼玉県	北関東観光	東京都	四葉観光バス
埼玉県	大樹観光バス株式会社	埼玉県	埼玉中央観光バス	東京都	ワールド自興
埼玉県	入間中央交通株式会社	埼玉県	スター交通	東京都	新日本観光自動車
埼玉県	株式会社所沢観光バス	埼玉県	東京富士交通	東京都	大新東株式会社
埼玉県	株式会社平成エンタープライズ	埼玉県	中田観光バス	千葉県	北斗観光バス
埼玉県	株式会社柳沢リース建設	埼玉県	ニュー秩父交通	茨城県	中山観光自動車株式会社
埼玉県	株式会社武蔵グリーン観光	埼玉県	丸大観光	茨城県	サワキ観光
埼玉県	有限会社玉淀観光バス	埼玉県	ライブ交通		
埼玉県	有限会社県北自動車バス	埼玉県	川本交通株式会社		
埼玉県	三立観光バス有限会社	埼玉県	スマイルコーポレーション		
埼玉県	大和観光バス有限会社	埼玉県	四季彩観光		
埼玉県	国際十王交通株式会社	埼玉県	中央観光		

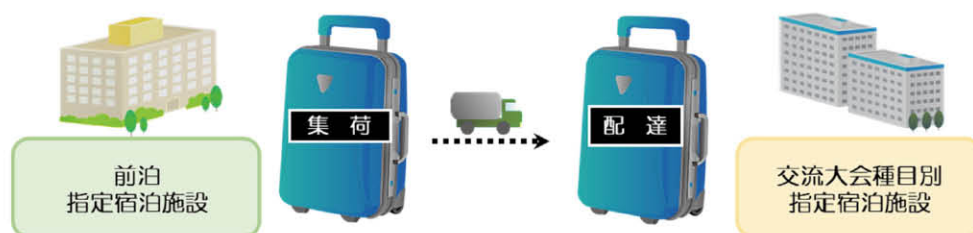
## 2-5 手荷物配送のご案内

### 1. 申込方法について

11月6日(金)・7日(土)に宿泊・輸送センターを通じて指定宿泊施設に宿泊される選手団について、総合開会式11月7日(土)の朝、前泊指定宿泊施設から交流大会種目別指定宿泊施設までの当日手荷物配送(有料)をご案内いたします。

お申込みをいただいた方には、前泊指定宿泊施設に、配送先の宿泊施設の住所等を事前に印字した伝票を準備いたします。※現地宿泊施設での記入等の手間がなく、大変便利です。

ご検討の上、ご希望の方は「宿泊・弁当・交通等申込サイト」よりお申込みください。



#### (1) 集荷受付 (前泊指定宿泊施設)

日時：11月7日(土) 6時～8時 ※時間は宿泊施設により前後いたします。

場所：前泊指定宿泊施設 手荷物配送所定の場所

#### (2) 配達予定 (交流大会種目別指定宿泊施設)

日時：11月7日(土) 交流大会種目別指定宿泊施設 14時～21時頃

※時間は宿泊施設により前後いたします。

場所：交流大会種目別指定宿泊施設 手荷物配送所定の場所

### 2. 料金について

1個につき3,500円(税込)

### 3. ご利用条件について

#### (1) 縦・横・高さの合計が200cm以内

- ・一辺の最大長さが170cmを超える物は荷受け対象外となります。
- ・ゴルフバッグ、弓道の弓、なぎなた、自転車はお取り扱いできません。
- ・剣道の防具と竹刀は一緒にできません。別の荷物として受け付けます。
- ・他の荷物との積み合わせになります。壊れやすい物はお預かりできません。

#### (2) 重さが30kg以内

#### (3) 以下の物品はお預かりできませんのでご注意ください。

- ・荷物の中身が30万円を超えるもの
- ・危険品(ガスボンベなどの引火・発火性のある物品、毒物、劇薬)
- ・再発行が困難なもの(パスポートなど)
- ・現金、有価証券、クレジットカード、キャッシュカードなどの貴重品
- ・バッグの中に貴重品等を入れないようご注意ください。



### 4. 留意事項

(1) 手荷物配送は旅行契約に該当いたしません。取消料は4ページをご参照ください。

(2) 上記の手荷物配送はヤマト運輸(株)の宅急便を利用します。配送については宅急便約款が適用されます。

(3) 8月19日(水)以降の手荷物配送の追加申込はお引受できません。

(4) 埼玉県外の指定宿泊施設には対応しておりません。

ねんりんピック彩の国さいたま2026 ご参加の皆様へ  
JTBがおすすめる 東京海上日動の国内旅行傷害保険

2025年10月1日  
以降始期用

国内旅行中の事故によるケガ、賠償責任や手荷物の盗難・破損等様々な危険を補償します。

国内旅行傷害保険とは、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約をセットしたものをいいます。国内旅行傷害保険には、賠償責任危険担保特約、携行品損害担保特約、救援者費用等担保特約、航空機欠航・着陸地変更費用保険金支払特約等をセットすることができます。

**傷害** (死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金)

旅行中の事故によるケガや熱中症を補償します。

Ex) 観光中にケガ



**携行品損害保険金** (オプション)

旅行中の携行品の盗難や、破損により生じた損害を補償します。

Ex) カバンを盗まれた

※ 携行品の置き忘れ、紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)  
※ 損害額は時価額または修繕費のいずれか低い方とし、携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等または通貨等は合計で5万円)が損害額の限度となります。ただし、ご契約の保険金額が10万円未満の場合、ご契約の保険金額がお支払の限度額となります。  
※ 1回の事故ごとに免責金額(自己負担額)3,000円をお客様にご負担いただきます。

※ 旅行出発日10日前までお申し込みいただけます。  
※ 航空機を利用する国内旅行の場合のみセットいただけます。  
※ 宿泊施設に宿泊した場合のみ保険金のお支払い対象となります。



**賠償責任保険金** (オプション)

旅行中に他人にケガをさせたり、他人のものを壊してしまった場合の損害賠償金を補償します。

Ex) 他人にケガをさせた

※ 国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。  
※ 相手方が、東京海上日動と直接、折衝することに同意しない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等は示談交渉はできませんのでご注意ください。



**救援者費用等保険金** (オプション)

旅行中のケガにより継続して14日以上入院した場合等に、看護のために現地に向かった親族が負担した交通費・宿泊料等を補償します。

Ex) ケガがもとで継続して14日以上入院



**航空機欠航・着陸地変更費用保険金** (オプション)

旅行中に搭乗する予定であった航空機の欠航、登場した航空機の着陸地変更により、ホテル・旅館等に宿泊した場合の宿泊費用(1万円)を補償します。

Ex) 台風等で、航空機が欠航しホテル・旅館等に宿泊



**ポイント**

旅行の目的をもってご自宅を出発されてから、ご自宅にお戻りになるまでしっかり補償します。

(空港でお申し込み手続きを行なわれる場合は、空港でのお申込み手続き完了時からご自宅にお戻りになるまでの補償となります。)

※ 保険の責任期間(補償期間)は保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時から末日の午後12時(24時)までとなりますが、保険期間内であっても住居(ご自宅)に帰着した時点で、保険の責任期間は終了します。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

※ 保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、裏面の「補償内容のご説明(お支払いする保険金の概要等)」をご確認ください。

補償内容は以下の契約タイプからお選びください。保険の対象となる方の数が20名以上で、同一の保険期間でかつ、1つの保険証券等でのご契約の場合は、同一の保険料でも保険の対象となる方の数に応じて補償内容(保険金額)が異なります。また、本チラシに記載されている契約タイプ以外でのご契約をご希望の場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

ご契約金額と払い込みいただく保険料

保険期間		2026/11/6~2026/11/9	2026/11/7~2026/11/10	2026/11/8~2026/11/11	2026/11/6~2026/11/11
注: ( ) 内は旅行期間を示します					
ご加入タイプ		LE①	LE②	LE③	MK
保険金額 (ご契約金額) *1	死亡・後遺障害保険金額	283万円	283万円	283万円	485万円
	入院保険金日額	4,000円	4,000円	4,000円	6,500円
	手術保険金	入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。			
	通院保険金日額	2,500円	2,500円	2,500円	4,300円
	賠償責任保険金額 免責金額(自己負担額): 0円	2,000万円	2,000万円	2,000万円	3,000万円
	携行品損害保険金額 免責金額(自己負担額): 3,000円	5万円	5万円	5万円	10万円
救援者費用等保険金額	10万円	10万円	10万円	20万円	
航空機欠航・着陸地変更費用保険金額*2	-	-	-	-	
お支払いいただく保険料		500円	500円	500円	1,000円

※ 1 保険証券によるご契約で、かつ、保険期間が各保険の対象となる方同一である契約の場合は、以下表の①②の条件が双方とも満たされる最大の割引率を適用致します。

① 保険の対象となる方の数	20名以上	100名以上	500名以上	1,000名以上
② 団体最低保険料	9,500円	45,000円	212,500円	400,000円以上
保険料割引率	5%	10%	15%	20%

\*1 各保険金額・日額には引受けの限度額がございます。死亡・後遺障害保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。

\*2 航空機欠航・着陸地変更費用保険金がセットされた契約タイプは、旅行出発日10日前までお申し込みいただけます(例: 出発日が4月11日の場合、4月1日までのご契約が必要です。)

【ご注意】① 保険期間(保険のご契約期間)はご出発の日を含めて数えます。たとえば「10月1日より10月7日までの旅行」の保険期間は、「7日まで」となります。

② 次のいずれかに該当する場合には、他の保険契約等\*3と合算して死亡・後遺障害保険金額が1,000万円を超える契約はできません。

a. 保険の対象となる方の年齢が保険始期日時点で満15歳未満の場合 b. 保険の対象となる方の同意がない場合(保険契約者=保険の対象となる方の場合を除きます。)

\*3 「他の保険契約等」については、重要事項説明書等をご確認ください。

お問合せ先(取扱代理店)

株式会社JTB 特定大会営業部(スポーツマーケティング事業部内)  
ねんりんピック彩の国さいたま2026宿泊・輸送センター  
〒360-0061埼玉県さいたま市常盤7-1-1大黒屋オフィスビル1階  
電話: 048-832-1151  
FAX: 048-832-1160  
メール: nenrin-saitama2026-guest@bsec.jp

(引受保険会社)

東京海上日動火災保険株式会社  
航空宇宙・旅行産業部 旅行営業室  
〒100-8107 東京都千代田区大手町1丁目5  
-1 大手町ファーストスクエア WEST9階

25T-000270  
2026年2月作成



【別紙の「ねんりんピック彩の国さいたま2026ご参加の皆様へ JTBからの国内旅行傷害保険のご案内」をご参照の上、ご記入ください。】

ねんりんピック彩の国さいたま2026宿泊・輸送センター

〒360-0061埼玉県さいたま市常盤7-1-1大黒屋オフィスビル1階

年 月 日

電話:048-832-1151 FAX:048-832-1160

メール:nenrin-saitama2026-guest@bsec.jp

## ねんりんピック彩の国さいたま2026 国内旅行傷害保険 加入意思確認書

No.	旅行参加者氏名 漢字フルネームで ご記入ください。	年齢	性別	都道府県名	契約タイプ名 or おすすめプラン名	ご旅行者(被保険者) 同意署名欄(※1)
例	保険 太郎	30	男	埼玉	LE①	

★国内旅行中に従事する 職業・職務	あり	内容								
★他の保険契約等※2 (同時に申込み契約を含みます)がありま すか?	あり	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>会社名</th> <th>保険種類</th> <th>保険金額※3</th> <th>満期日</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	会社名	保険種類	保険金額※3	満期日				
会社名	保険種類	保険金額※3	満期日							

※1 被保険者5名以下の団体契約かつ保険契約者とご旅行者(被保険者)が異なるケースで、ご加入の死亡・後遺障害保険金額が他の保険契約等(※2)と合算で1,000万円を超える場合は、上欄にご旅行者の同意を証する「署名」が必要です。なお、ご旅行者(被保険者)の年齢が保険期間の始期日時時点で満15歳未満の場合は、同意を行うことが出来ません。

※2 「他の保険契約等」とは、この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことをいいます。他の保険契約等がある場合、その契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

※3 傷害死亡・傷害後遺障害、入院(手術)、通院の内容についてご記入下さい。

(注)★が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。これらについてお答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実をお答えいただかない場合はご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

ご提出いただいた個人情報については、各種商品・サービスのご提供・ご案内をするために利用させていただきます。

ご加入タイプ	<おすすめプラン>	LE①	LE②	LE③	MK
保険期間	LE①	2026/11/6	～	2026/11/9	
	LE②	2026/11/7	～	2026/11/10	
	LE③	2026/11/8	～	2026/11/11	
	MK	2026/11/6	～	2026/11/11	
保険契約者	ねんりんピック彩の国さいたま2026宿泊・輸送センター 代表 水谷正也				
被保険者 (保険の対象となる方)	参加者の中で加入を希望した方				

ねんりんピック彩の国さいたま2026【参加・宿泊・弁当・交通・手荷物・保険】申込書に必要事項を  
ご記入の上お申し込みください。

※6名以上の団体契約については、別紙「ねんりんピック彩の国さいたま2026【参加・宿泊・弁当・交通・手荷物・保険】申込書」参加者名簿の⑩国内旅行傷害保険ご加入タイプ名を記入した者を被保険者とします(被保険者が当該契約に同意する場合の署名は不要です)

<p style="text-align: center;">&lt;お問い合わせ先・取扱代理店&gt;</p> <p>株式会社JTB 特定大会営業部(スポーツマーケティング事業部内) ねんりんピック彩の国さいたま2026宿泊・輸送センター 住 所: 〒360-0061埼玉県さいたま市常盤7-1-1大黒屋オフィスビル1階 電 話: 048-832-1151 FAX: 048-832-1160 メール: nenrin-saitama2026-guest@bsec.jp</p>	<p style="text-align: center;">&lt;引受保険会社&gt;</p> <p>東京海上日動火災保険株式会社 (担当課)航空宇宙・旅行産業部 旅行営業部 〒100-8107東京都千代田区大手町1丁目5-1 大手町ファーストスクエアWEST9階</p>
---	--

26TC-000061 2026年4月作成

**【国内旅行傷害保険に関する事項】**

東京海上日動火災保険株式会社 宛

普通保険約款、国内旅行傷害保険約款およびその他の特約が適用されることを承認し、全ての記載事項が事実と相違ないことを確認の上、保険契約の加入を依頼します。なお、死亡保険金受取人は法定相続人とします。事故発生の際に保険契約等および保険金等の請求に関する事項について損害保険会社等間で確認されることに同意します。重要事項説明書および個人情報の取扱いについても同意し、加入依頼書および重要事項説明書により契約内容が意向に沿ったものであることを確認の上、本契約の加入を依頼します。

この国内旅行傷害保険は、 **ねんりんピック彩の国さいたま2026宿泊・輸送センター 代表 水谷正也**

を保険契約者とした明細付団体契約です。保険契約の解約権や保険期間延長等の契約内容変更請求権は原則として保険契約者であるねんりんピック彩の国さいたま2026宿泊・輸送センター 代表 水谷正也が有しますが、保険契約者にご加入いただきました加入者より、解約、契約内容変更のお申出があった場合は必ずこれに応じて必要な対応をさせていただきます。尚、保険契約証および保険料領収証は保険契約者のみに発行され、各お客様(保険の対象となる方)には発行されませんので、予めご了承ください。

**契約に関するご注意**

この保険はねんりんピック彩の国さいたま2026宿泊・輸送センター 代表 水谷正也を保険契約者とし旅行参加者を被保険者(保険の対象となる方)とする国内旅行傷害保険です。契約内容変更に関する請求権、解約請求権利などは原則としてねんりんピック彩の国さいたま2026宿泊・輸送センター 代表 水谷正也が有します。

**被保険者数5名以下の団体契約に関するご注意**

被保険者数5名以下の団体契約で保険始期日時時点で満15歳以上となる被保険者について、他の保険契約等(表面※1)と合算で1,000万円超の死亡・後遺障害保険金額のお引受けを行う場合には表面「ご旅行者(被保険者)同意署名欄」に被保険者ご本人の署名が必要になります。  
※保険始期日時時点で満15歳未満の被保険者の方については、同意(署名)の有無に関わらず他の保険契約等(表面※1)と合算で死亡・後遺障害保険金額が1,000万円超となるお引受けはできません。  
詳細は代理店までお問い合わせ下さい。

1保険契約によるご契約で、かつ、保険期間が各被保険者(保険の対象となる方)同一である契約の場合は、以下の表①②の条件が双方とも満たされる最大の割引割を適用致します。

①被保険者数	20名以上	100名以上	500名以上	1,000名以上
②団体最低保険料	9,500円	45,000円	212,500円	400,000円以上
割引率	5%	10%	15%	20%



東京海上日動

国内旅行傷害保険にご加入いただく皆様へ

# 国内旅行傷害保険 重要事項説明書

本説明書は「国内旅行傷害保険」の重要事項説明書です。

**ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。**

※ご契約者\*1と保険の対象となる方が異なる場合は、本内容をご契約者から保険の対象となる方全員にご説明ください。

※申込書等への署名等は、重要事項説明書の受領印を兼ねています。

※ご契約・ご加入方法によってはお選びいただけない特約等があります。

※本説明書はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は「国内旅行傷害保険ご契約のしおり」をご参照ください。

※ご契約のしおりの内容については、東京海上日動のホームページにてご参照いただけます。

[ マークのご説明 ]



保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項



## 本説明書で用いる用語の解説

### ご契約者

保険契約の当事者（保険料を払い込みいただく方）であり、保険契約上の様々な権利を有し、義務を負います。保険約款には、「保険契約者」と記載されています。

### 特約

普通保険約款にセットし、普通保険約款の内容を一部変更するものです。なお、特約だけで契約することはできません。

### 解約

ご契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。包括契約に関する特約をセットした契約については、ご契約者より解約に必要な手続きをとっていただきます。

### 解除

東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。

## I

## 契約締結前におけるご確認事項

### 1

### 国内旅行傷害保険の仕組み



国内旅行中にケガ\*2をされた場合に保険金をお支払いします。

※国内旅行傷害保険とは、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約をセットしたものをいいます。国内旅行傷害保険には賠償責任危険担保特約、携行品損害担保特約、救援者費用等担保特約、航空機欠航・着陸地変更費用保険金支払特約等をセットすることができます（保険証券等には国内旅行総合保険と表示される場合があります。）。

基本となる補償およびその他の主な特約は以下のとおりです。

基本となる補償	その他の主な特約（オプション）		
ケガに関する補償	賠償責任危険担保特約	携行品損害担保特約	救援者費用等担保特約
死亡保険金	航空機欠航・着陸地変更費用保険金支払特約	特別危険担保特約（国内旅行用）	企業等の災害補償規定等特約
入院保険金	+		
手術保険金	国内旅行傷害保険特約 <b>自動セット</b>	戦争危険等免責に関する一部修正特約 <b>自動セット</b>	賠償事故解決に関する特約*3 <b>自動セット</b>
後遺障害保険金			
通院保険金			

\*1 包括契約に関する特約をセットされた場合、本説明書においては「加入者」と読み替えます。

\*2 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、日射または熱射によって生ずる熱中症（以下、「熱中症」といいます。）、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。なお、熱中症を除き、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

\*3 賠償責任危険担保特約がセットされている場合に自動セットされます。

# 2

## 基本となる補償および保険金額等の引受条件等

### ① 基本となる補償

- 保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は下表のとおりです。詳細は、「国内旅行傷害保険ご契約のしおり」をご参照ください。

※ケガを被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガの程度が重大となった場合、弊社は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	<p>事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)</p> <p>▶ 死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>※既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失によるケガ</li> <li>・保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ(その方が受け取るべき金額部分)</li> </ul>
後遺障害保険金	<p>事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合</p> <p>▶ (後遺障害の程度に応じて) 死亡・後遺障害保険金額に4%～100%の割合を乗じた額をお支払いします。</p> <p>※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険の対象となる方の自殺行為・犯罪行為・闘争行為によるケガ</li> <li>・無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じたケガ</li> <li>・脳疾患・疾病・心神喪失を原因とするケガ</li> </ul>
入院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、入院された場合</p> <p>▶ 入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日(支払対象日数)を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、180日(支払限度日数)を限度とします。</p> <p>※入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては入院保険金を支払いません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠・出産・早産・流産を原因とするケガ</li> <li>・地震・噴火またはこれらによる津波によるケガ</li> <li>・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によるケガ<sup>*4</sup></li> </ul>
手術保険金	<p>治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術<sup>*6</sup> または先進医療<sup>*7</sup>に該当する所定の手術<sup>*6</sup>を受けられた場合</p> <p>▶ 入院保険金日額の10倍(入院中の手術<sup>*6</sup>)または5倍(入院中以外の手術<sup>*6</sup>)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の発生の日からその日を含めて180日以内に受けた手術<sup>*6</sup> 1回に限ります。<sup>*8</sup></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・核燃料物質の有害な特性等によるケガ</li> <li>・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ<sup>*5</sup></li> </ul>
通院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合</p> <p>▶ 通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日(支払対象日数)を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、90日(支払限度日数)を限度とします。</p> <p>※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては通院保険金を支払いません。</p> <p>※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等<sup>*9</sup>を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・むちうち症や腰痛その他の症状で、医学的他覚所見のないもの等</li> </ul>

- \*4 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガは保険金のお支払対象となります。
- \*5 特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金のお支払対象となります(インターネットでお手続きの場合は代理店または弊社までご連絡ください。)
- \*6 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
- \*7 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)
- \*8 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術<sup>\*6</sup>を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。
- \*9 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含まません。

## ② 主な特約の概要



### 賠償責任危険担保特約

日本国内旅行中の偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合

- ▶ 損害賠償金の額をお支払いします。
- ※ 1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。
- ※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。
- ※ 国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として弊社が行います。
- ※ 弊社との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合、相手方へ損害賠償請求を行う場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。

### 携行品損害担保特約

日本国内旅行中の偶然な事故により、携行品(カメラ、カバン、衣類等)に盗難・破損等の損害が生じた場合

- ▶ 損害額－免責金額(自己負担額: 1回の事故について、3,000円)をお支払いします。
- ※ 携行品損害保険金額が保険期間中のお支払いの限度となります。損害額は、損害が生じた携行品の時価額とします。修繕可能な場合は修繕費と時価額のいずれか低い方とします。携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等、通貨等については合計5万円)を限度とします。
- ※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、損害賠償請求権の保全手続き等に必要費用に対しても保険金をお支払いできる場合があります。
- ※ 携行品の置き忘れ、紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)による損害については保険金をお支払いできません。

※ 特約の詳細および本説明書に記載のない特約については「国内旅行傷害保険ご契約のしおり」等をご参照ください。

## ③ 補償の重複に関するご注意



- 賠償責任危険担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約\*10を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。\*11

\*10 国内旅行傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。

\*11 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

## ④ 保険金額等の引受条件



- 各保険金額・日額とも引受けの限度額があります。死亡・後遺障害保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。特に保険の対象となる方が始期日時時点で満15歳未満の場合や、ご契約内容に対する保険の対象となる方の同意がない場合にはご注意ください。
- 実際にお客様がご加入される保険金額・日額については、申込書等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。



(金融庁ホームページ)

## ⑤ 保険期間および補償の開始・終了時期



- 保険期間: 旅行期間にあわせて、最長1か月までの間で設定してください。
  - この保険では、旅行期間とは国内旅行のために住居を出発してから住居に帰るまでをいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。
  - 交通機関が遅延、欠航または運休した場合、保険の対象となる方が医師等の治療を受けられた場合等には、一定の期間を限度として、保険期間が延長されることがあります。
  - 実際にお客様がご加入される保険期間については、申込書等をご確認ください。
- 補償の開始時期: 保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時\*12
- 補償の終了時期: 保険期間(保険のご契約期間)の末日の午後12時。ただし、保険期間の途中であっても、住居にお帰りになった時に補償は終了します。

\*12 保険期間が始まった後であっても、ご契約の代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故による損害等に対しては、保険金をお支払いできません。

# 3

## 保険料の決定の仕組みと払込方法等

### ① 保険料の決定の仕組み



保険料は保険金額、保険期間、旅行中に行う運動等により決定されます。実際にお客様に払い込みいただく保険料については、申込書等をご確認ください。

※ 保険料の割増引率については弊社が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

## ② 保険料の払込方法

保険料の払込方法は、ご加入と同時に全額を払い込む「一時払」となります。なお、包括契約に関する特約をセットしたご契約については、保険料の払込方法等が一般のご契約とは異なりますので、詳細については、代理店または弊社までお問い合わせください。

## ③ 保険料の払込猶予期間

- 保険料は特定の特約をセットした場合を除き、ご加入またはご加入内容の変更と同時に払い込みください。ただし、インターネットでお申込み手続きを行われるご契約については、クレジットカードでの払い込みが必要となることがあります。
- この保険には保険料の払込猶予期間はありません。

# 4

## 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

# II

## 契約締結時におけるご注意事項

# 1

### 告知義務

申込書等に★のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(弊社の代理店には、告知受領権があります)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ★:告知事項
- 旅行行程中にお仕事に従事する場合には、その内容
  - 他の保険契約等\*1を締結されている場合には、その内容(同時に申込むご契約を含みます。)

\*1 この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことをいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができないことがあります。

# 2

### クーリングオフ(クーリングオフ説明書)

国内旅行傷害保険は、保険期間が1年を超える契約はできませんので、クーリングオフの対象外となります。

# 3

### 死亡保険金受取人

- 死亡保険金は原則として法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください。同意のないままにご加入された場合、保険契約は無効となります。
- 企業等がご契約者\*2および死亡保険金受取人となり、従業員等を保険の対象となる方とすることをご契約については、保険の対象となる方のご家族等に対し、保険への加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

\*2 包括契約に関する特約をセットされた場合、本説明書においては「加入者」と読み替えます。

# III

## 契約締結後におけるご注意事項

# 1

### ご連絡いただきたい事項

ご契約者の住所等を変更した場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

# 2

### 解約される時

ご加入いただく保険を解約される場合は、ご契約の代理店または弊社にご連絡いただき、書面での手続きが必要です。

- 包括契約に関する特約をセットした契約については、ご加入者よりご契約者へご連絡いただき、ご契約者より必要な手続きをとっていただきます。
- 契約内容や解約の条件によっては、保険料を返還させていただくことがあります。
- 返還される保険料があっても、多くの場合、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となりますので、旅行期間終了までご契約はぜひ継続されることをご検討ください。

# 3

### 保険の対象となる方からのお申出による解約

保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。詳細については、ご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

# IV その他ご留意いただきたいこと

## 1 個人情報の取扱い



●弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、弊社ホームページ

([www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp))をご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いられません。

## 2 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約者以外の方を保険の対象となる方とすることをご契約で、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合について、その保険の対象となる方の同意を得なかったときには、ご契約は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社にご契約を解除することができます。
- その他、約款に基づき、ご契約が取消し・無効・解除となる場合があります。

## 3 契約手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご契約手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約の契約手続き」および「保険料の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては弊社ホームページ([www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/news/disaster/](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/news/disaster/))をご確認ください。

## 4 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れ

い金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%<sup>\*1</sup>まで補償されます。

\*1 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

## 5 その他契約締結に関するご注意事項



- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。

- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- 申込書等を代理店または弊社に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または弊社に到着しなかった場合は、後日お申込み手続きの経緯を確認させていただくことがあります。
- クレジットカード会社や金融機関等が契約者となり、その会員や預金者等を保険の対象となる方とする保険契約について、クレジットカードや預金口座の解約等を行った場合には、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

## 6 事故が起きたとき

- 事故が発生した場合には、30日以内にご契約の代理店または弊社までご連絡ください。
- 損害が盗難によって生じた場合には、ただちに警察署への届出等が必要となります。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
  - 交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
  - 住民票、戸籍謄本等の保険の対象となる方または保険の対象であることを確認するための書類または証拠
  - 弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明するレントゲン・MRI等の書類または証拠、保険の対象となる方以外の医師の診断書・領収書および診療報酬明細書等
  - 領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
  - 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠
- 保険の対象となる方に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方の代理人がいないう場合は、保険の対象となる方の配偶者<sup>\*2</sup>または3親等以内のご親族<sup>\*3</sup>(あわせて「ご家族」といいます。)のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

\*2 法律上の配偶者に限ります。

\*3 法律上の親族に限ります。

## ご契約内容確認事項(意向把握・確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様のご希望に沿った内容であること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、代理店または弊社までお問い合わせください。

- ① 本保険商品は、国内旅行中のケガ等を補償する保険です。お客様のご意向に合致していることをご確認ください。
- ② パンフレット・申込書等でご案内しております補償内容等をよくご確認ください。
- ③ ご加入される保険が以下の点でお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、代理店または弊社までお申し出ください。
  - 保険金をお支払いする主な場合\*
  - 保険期間(保険のご契約期間。最長1か月までの間で旅行期間に合わせて設定してください。)\*
  - 保険金額(ご契約金額)\*
  - 保険料\*
- ④ 申込書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがあった場合は申込書等の訂正が必要となりますので、代理店または弊社までお申し出ください。
  - 申込書等の「他の保険契約等の有無」欄は正しく告知いただいていますか？
  - 「航空機欠航・着陸地変更費用保険金支払特約」をセットされる場合のみ\*ご確認ください。
    - 航空機をご利用される旅行ですか？
  - 「旅行中に下記の運動等を行う場合のみ\*」ご確認ください。
    - 下記の運動等を行うことについて、代理店または弊社にお申し出いただきましたか？下記の運動等を行っている間の事故は、保険金のお支払対象外となります(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただくことにより、対象とすることができます。)
  - 山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)
  - リュージュ、ボブスレー、スケルトン
  - 航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)操縦(ただし、職務として操縦する場合を除きます。)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。)搭乗、ジャイロプレーン搭乗
  - その他これらに類する危険な運動
- ⑤ 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認ください。お客様にとって不利益となる情報や、「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務」等が記載されていますので必ずご確認ください。
  - \*詳細については重要事項説明書、パンフレット等をご確認ください。また、実際のお客様のご契約内容については申込書等をご確認ください。

### 東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご不満・ご要望のお申出はお客様相談センターにて承ります。

 0120-650-350

受付時間: 平日 午前9時～午後6時  
土日祝 午前9時～午後5時(年末年始を除きます。)

### 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。  
(<https://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日 午前9時15分～午後5時  
(土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。)



通話料  
有料

## 2-7 参加・宿泊・弁当・交通・手荷物・保険の申込書の作成

### 1. 申込書の作成について

各都道府県・政令指定都市の参加種目またはチームごとに作成してください。

### 2. 入力内容について 申込書入力例（36ページ）をご参照の上、ご入力ください。

#### ① 地域コード（都道府県・政令指定都市名）

都道府県・政令指定都市名をご選択いただくと地域コードは自動的に反映します。

#### ② 種目コード（種目名）

競技種目をご選択いただくと種目コードは自動的に反映します。

#### ③ 基本情報

- (1) 担当者名：申込実務をされる方の漢字氏名及びフリガナをご入力ください。
- (2) 担当課名：申込実務をされる方の部署名をご入力ください。
- (3) チーム名：チーム名及びフリガナをご入力ください。（愛称可）
- (4) 電話・FAX番号：直通及び内線番号を半角でご入力ください。
- (5) 緊急連絡先：埼玉県に来県される担当者の緊急連絡先をご入力ください。
- (6) 宿泊責任者緊急連絡先：緊急時の連絡先として、各チームの宿泊責任者の緊急連絡先をご入力ください。 ※ご本人の承諾を得てご入力ください
- (7) メールアドレス：申込実務をされる方のメールアドレスをご入力ください。
- (8) 連絡先住所：申込実務をされる方の部署の住所をご入力ください。

※ 選手登録システムからダウンロードした申込書は、①②③の内容の一部を自動的に反映しますので、ご確認の上、未入力部分をご入力ください。

#### ④ 参加者情報

- ア) 参加者氏名：漢字及びフリガナをご入力ください。
- イ) 性別：性別を選択してください。
- ウ) 生年月日：和暦年号、年月日をご入力ください。
- エ) 年齢：令和9年4月1日時点での年齢を自動的に反映します。
- オ) 参加形態：次の表を参照して該当する形態に○をご入力ください。
- カ) 責任者：チームごとの大会中の責任者に◎、副責任者に○をご入力ください。

記号	参加形態	内容
A	監督	チーム監督 ※選手を兼ねる場合はAとBの両方に○印をご入力ください。
B	選手	交流大会参加者
C	種目専属引率者	選手団引率者、介助者、交流大会に各種目の選手団と同行する者
D	団体本部役職員	都道府県・政令指定都市及び推進機構の本部役職員
E	視察員	都道府県・政令指定都市及び市町村関係者で、特定種目または会場等を視察する者
F	その他(応援・家族)	応援者及び家族または上記以外の同行者等

※ お申込み可能項目一覧 …参加形態によりお申込みいただける項目が異なります。

記号	申込参加形態	宿泊	手荷物	弁当	バス乗車証	国内旅行保険
A	監督	○	○	○	○	○
B	選手	○	○	○	○	○
C	種目専属引率者	○	○	○	○	○
D	団体本部役職員	○	×	7日のみ申込可	開会式会場まで 申込可	○
E	視察員	○	×	7日のみ申込可	×	○
F	その他(応援・家族)	○	×	×	×	×

※ 次頁⑤～⑫の入力方法については36ページの入力例または「操作マニュアル」をご参照ください。

⑤ **宿泊** ※7～14ページ参照

1. 宿泊日

参加者ごとに宿泊日に○をご入力ください。

2. 希望旅行（宿泊）代金区分・懇親会希望

- ・10～14ページ記載の宿泊代金区分を参照のうえ、申込書右上にある記入欄に**希望旅行（宿泊）代金を第3希望まで必ず異なるランク**で選択してください。
- ・宿泊を申し込まれない場合（弁当・保険のみの申込み等）は、代金区分に「-」記号を選択してください。
- ・11月6日（金）の前泊については、懇親会の希望の有無を選択してください。
- ・11月7日（土）～10日（火）については種目により選択できる宿泊代金区分が異なりますのでご注意ください。
- ・**ご希望以外の旅行（宿泊）代金区分になる場合があります。**

3. 団体本部役職員・視察員・応援・家族等の宿泊について

- ・視察または同行される種目と希望される宿泊地区を「⑫ 備考欄（宿泊・交通用）」にご入力ください。
- ・選手団と同じ宿泊施設を希望される場合は、「⑫ 備考欄（宿泊・交通用）」に「選手と同一宿泊施設希望」とご入力ください。

⑥ **手荷物輸送** ※23ページ参照

11月7日（土）総合開会式当日、前泊指定宿泊施設から交流大会種目別指定宿泊施設へ手荷物配送する荷物の個数を選択してください。

⑦ **昼食弁当** ※15ページ参照

申込日欄に○をご入力ください。

⑧ **選手団バス乗車証** ※16～22ページ参照

利用を希望される際は○をご入力ください。

⑨ **選手団バス運行ルート** ※「選手団バス運行体系図」20・21ページ参照

乗車を希望するルートに○をご入力ください。

※ 当該申込書をもとに「乗車計画書」を作成しますので、遅れて追加申し込みのあったものや大幅な変更等には対応できない場合があることをご承知おきください。

⑩ **国内旅行保険** ※24～33ページ参照

1. ご契約タイプを選択してください。

2. 加入者数が1チーム5名以下の場合、26ページの「ねんりんピック彩の国さいたま2026 国内旅行傷害保険 加入意思確認書」をご記入いただき、FAXまたはメールで宿泊・輸送センターまでお送りください。

※ 加入者数が1チーム6名以上の場合、加入意思確認書のご提出は不要です。

宿泊・弁当・交通等申込サイトに加入タイプが登録されている参加者を被保険者とします。

※ 主催者による大会期間中の各会場における傷害保険への加入は行いません。来離県時を含む大会期間中の保険加入については各参加申込団体及び個人の責任において対応してください。

⑪ **車椅子利用**

ご利用される方は○をご入力ください。また、「⑫ 備考欄（宿泊・交通用）」に詳細をご入力ください。

⑫ **備考欄（宿泊・交通）**

連絡事項等がございましたらご入力ください。

※ 宿泊施設や部屋タイプの指定、禁煙・喫煙のご希望はお受けしていません。





# 3. JTB 全国担当支店一覧

各種旅行の手配等につきましては、担当支店までお問い合わせください。

No.	都道府県 政令指定都市	担当支店	郵便番号	所在地	電話番号	営業時間/休業日
1	北海道	北海道事業部	060-0001	札幌市中央区北1条西6-1-2 アーバンネット札幌ビル8階	011-221-5258	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
2	青森県	青森支店	030-0803	青森市安方1-1-40 青森県観光物産館アスパム4階	017-722-4434	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
3	岩手県	盛岡支店	020-0024	盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル4階	019-651-7474	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
4	宮城県	仙台支店	980-0811	仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービルディング2階	022-263-6719	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
5	秋田県	秋田支店	010-0921	秋田市大町3-4-1 NLP秋田ビル8階	018-862-6193	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
6	山形県	山形支店	990-0043	山形市本町2-4-3 本町ビル6階	023-641-9500	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
7	福島県	福島支店	963-8004	郡山市中町10-10 ムルヲ郡山1階	024-932-0657	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
8	茨城県	水戸支店	310-0803	水戸市城南1-1-6 サザン水戸ビル2階	029-225-5233	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
9	栃木県	宇都宮支店	320-0801	宇都宮市池上町4-1 宇都宮東栄ビル3-4階	028-614-2001	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
10	群馬県	群馬支店	370-0045	高崎市東町9 ツインシティ高崎4階	027-310-3060	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
11	埼玉県	埼玉支店	330-0845	さいたま市大宮区仲町2-75 大宮フコク生命ビル7階	048-647-3071	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
12	千葉県	千葉支店	260-0015	千葉市中央区富士見2-15-11 IMI千葉富士見ビル4階	043-201-6315	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
13	東京都	スポーツマーケティング事業部	163-0454	新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング54階	03-5539-2881	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
14	神奈川県	横浜支店	221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1 第6安田ビル6階	045-311-4811	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
15	山梨県	甲府支店	400-0031	甲府市内丸の内1-17-14 甲府センタービル5階	055-224-4770	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
16	新潟県	新潟支店	950-0082	新潟市中央区東万代町1-30 新潟第一生命ビルディング3階	025-255-5101	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
17	長野県	長野支店	380-0823	長野市南千歳1-12-7 新正和ビル1階	026-227-2162	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
18	富山県	富山支店	930-0003	富山市桜町1-1-36 富山地鉄ビル	076-431-7581	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
19	石川県	金沢支店	920-0917	金沢市下堤町30 KSビル	076-264-7077	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
20	福井県	福井支店	910-0006	福井市中央1-2-1 ハビリン2階	0776-27-7712	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
21	静岡県	静岡支店	420-0857	静岡市葵区御幸町5-9 静岡フコク生命ビル8階	054-251-2398	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
22	愛知県	名古屋事業部	453-6106	名古屋市中村区平池町4-60-12 グローバルゲート6階	052-446-7206	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
23	三重県	三重支店	514-0004	津市栄町3-143-1 笠間第2ビル2階	059-228-0203	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
24	岐阜県	岐阜支店	500-8844	岐阜市吉野町6-16 大同生命廣瀬ビル2階	058-264-7911	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
25	滋賀県	滋賀支店	520-0043	大津市中央3-1-8 大津第一生命ビルディング	077-522-4727	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
26	京都府	京都中央支店	600-8421	京都市下京区綾小路通高丸西入重侍者町167 AYA四条島丸ビル2階	075-284-0164	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
27	大阪府	大阪第三事業部	541-0004	大阪市北区堂島浜1-1-27 大阪堂島浜タワー6階	050-1732-4527	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
28	兵庫県	神戸支店	650-0034	神戸市中央区京町70 松岡ビル6階	078-391-6955	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
29	奈良県	奈良支店	630-8115	奈良市大宮町3-4-29 大宮西ビル7階	0742-30-5100	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
30	和歌山県	和歌山支店	640-8033	和歌山市本町1-43 和歌山京橋ビル2階	073-432-1261	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
31	鳥取県	鳥取支店	680-0824	鳥取市行徳1-205	0857-22-8851	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
32	島根県	山陰支店	690-0003	松江市朝日町477-17 松江SUNビル7階	0852-23-6720	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
33	岡山県	岡山支店	700-0024	岡山市北区駅元町1-6 岡山フコク生命駅前ビル10階	086-232-3441	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
34	広島県	広島支店	730-0031	広島市中区紙屋町2-2-2 紙屋町ビル2階	082-542-2711	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
35	山口県	山口支店	754-0043	山口市小郡明治2-10-1 SMILE新山口ビル5階	083-976-2300	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
36	香川県	高松支店	760-0029	高松市丸亀町8-23 丸亀町グリーン東館3階	087-822-0033	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
37	徳島県	徳島支店	770-0831	徳島市寺島本町西1-33 第2中筋ビル3階	088-623-1237	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
38	愛媛県	松山支店	790-0003	松山市三番町3-9-3 K-13ビル5階	089-943-3321	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
39	高知県	高知支店	780-0834	高知市堺町1-21 ほりまや橋スクエアビル3階	088-823-2331	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
40	福岡県	福岡支店	810-0072	福岡市中央区長浜1-1-35 新KBCビル3階	092-731-5215	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
41	佐賀県	佐賀支店	840-0825	佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル内	0952-23-1161	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
42	長崎県	長崎支店	850-0035	長崎市元船町14-10 橋本商会ビル別館6階	095-824-2400	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
43	熊本県	熊本支店	860-0807	熊本市中央区下通1-8-22 JTBビル2階	096-325-8118	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
44	大分県	大分支店	870-0026	大分市金池町2-3-4 九電大分ビル5階	097-534-7151	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
45	宮崎県	宮崎支店	880-0805	宮崎市橋通東4-7-28 TOKIWA30ビル	0985-29-3511	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
46	鹿児島県	鹿児島支店	892-0847	鹿児島市西千石町11-25 鹿児島フコク生命高見馬場ビル5階	099-226-1515	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
47	沖縄県	沖縄JTB株式会社	900-0029	那覇市旭町112-1 5階	098-861-5539	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
48	札幌市	北海道事業部	060-0001	札幌市中央区北1条西6-1-2 アーバンネット札幌ビル8階	011-221-5258	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
49	仙台市	仙台支店	980-0811	仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービルディング2階	022-263-6719	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
50	さいたま市	埼玉支店	330-0845	さいたま市大宮区仲町2-75 大宮フコク生命ビル7階	048-647-3071	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
51	千葉市	千葉支店	260-0015	千葉市中央区富士見2-15-11 IMI千葉富士見ビル4階	043-201-6315	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
52	横浜市	横浜支店	221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1 第6安田ビル6階	045-311-4811	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
53	川崎市	川崎支店	210-0007	川崎市川崎区駅前本町10-5 クリエ川崎7階	044-211-1153	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
54	相模原市	相模原支店	252-0303	相模原市南区相模大野3-13-15 第3タカビル3階	042-701-2160	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
55	新潟市	新潟支店	950-0082	新潟市中央区東万代町1-30 新潟第一生命ビルディング3階	025-255-5101	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
56	静岡市	静岡支店	420-0857	静岡市葵区御幸町5-9 静岡フコク生命ビル8階	054-251-2398	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
57	浜松市	浜松支店	430-0934	浜松市中央区千歳町70-1 ファンビルディング	053-454-6981	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
58	名古屋市	名古屋事業部	453-6106	名古屋市中村区平池町4-60-12 グローバルゲート6階	052-446-7206	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
59	京都市	京都支店	600-8023	京都市下京区河原町通松原上2-富永町338 京阪四条河原町ビル7階	075-365-7724	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
60	大阪市	大阪第三事業部	541-0004	大阪市北区堂島浜1-1-27 大阪堂島浜タワー6階	050-1732-4527	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
61	堺市	大阪第三事業部	541-0004	大阪市北区堂島浜1-1-27 大阪堂島浜タワー6階	050-1732-4527	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
62	神戸市	神戸支店	650-0034	神戸市中央区京町70 松岡ビル6階	078-391-6955	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
63	岡山市	岡山支店	700-0024	岡山市北区駅元町1-6 岡山フコク生命駅前ビル10階	086-232-3441	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
64	広島市	広島支店	730-0031	広島市中区紙屋町2-2-2 紙屋町ビル2階	082-542-2711	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
65	北九州市	北九州支店	802-0006	北九州市倉北区魚町3-5-5 BIZIAKOKURA6階	093-521-2887	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
66	福岡市	福岡支店	810-0072	福岡市中央区長浜1-1-35 新KBCビル3階	092-731-5215	平日9:30~17:30/土・日・祝休業
67	熊本市	熊本支店	860-0807	熊本市中央区下通1-8-22 JTBビル2階	096-325-8118	平日9:30~17:30/土・日・祝休業

# 4. ご旅行条件書（要約）〈宿泊・交通〉

## ご旅行条件書 募集型企画旅行（要約）【 宿泊・交通 】

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行条件書の全文及び旅行業約款は、当社ホームページ（<https://www.jtb.co.jp/>）からご覧いただけます。

### 1. 募集型企画旅行契約

この旅行は株式会社 JTB スポーツマーケティング事業部（東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビルディング 54 階）観光庁長官登録旅行業第 64 号。以下「当社」というが企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。また、旅行条件は、当案内冊子の記載内容、本旅行条件書のほか、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

### 2. 旅行のお申し込み及び契約成立時期

- (1) 所定の申込書に所定の事項を記入し、お申し込みください。
- (2) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を有するものとみなします。
- (3) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金を受領したときに成立するものとします。

### 3. お申し込み条件

健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。

（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちに申し出てください。）あらかじめ当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。

### 4. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、「宿泊・弁当・交通のご案内」冊子（以下「ご案内冊子」という）の条件に基づきお支払いいただきます。お送りする請求書に記載された当社が指定する期日までにお支払いください。

### 5. 旅行代金に含まれるもの

ご案内冊子において、旅行代金に含まれる旨を表示したものと。上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

### 6. 旅行代金に含まれないもの

上記「旅行代金に含まれるもの」以外のものは含まれません。

### 7. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

### 8. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後は、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

(1) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が増減する旨をご案内冊子に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

### 9. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲渡することができます。ただし、この場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

### 10. 取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除される場合は、ご案内の取消料表に基づき金額を取消料として申し受けます。

### 11. 旅行開始前の解除

お客様はご案内冊子に記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申込店の営業時間内にお受けします。

### 12. 添乗員

添乗員等は同行いたしません。添乗員等が同行しない旅行は、お客様ご自身での旅程管理をお願いいたします。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお選願いたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。

### 13. 当社の責任

(1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。

(2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。【1】天災地変、戦乱、暴動又はこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止【2】運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害【3】運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止【4】官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止【5】自由行動中の事故【6】食中毒【7】盗難【8】運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的の滞滞在時間の短縮【9】手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して 14 日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額は 1 人あたり最高 15 万円まで（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）といたします。

### 14. 特別補償

当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。死亡補償金：1,500 万円、入院見舞金：2～20 万円、通院見舞金：1～5 万円、携行品損害補償金：お客様 1 名につき～15 万円（但し、補償対象品 1 個又は 1 対あたり 10 万円を限度とします。）

### 15. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結する際には、当社から提供された情報を活用しお客様が権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたときも、旅行地においても速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

### 16. 旅程保証

(1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（ただし次の【1】・【2】・【3】で規定する変更を除きます。）は、第 7 項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第 19 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかでない場合は、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

【1】次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われていないにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足（いわゆるオーバーブッキング）が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。）

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変、イ. 戦乱、ウ. 暴動、エ. 官公署の命令、オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供、キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置【2】第 15 項及び第 16 項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。【3】ホームページ、パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。（2）本項(1)の規定にかかわらず、当社がごとの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第 7 項で定める「旅行代金」に 15% を乗じて得た額を上限とします。またごとの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおとり様につき 1,000 円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。（3）当社はお客様の同意を得て金額による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

変更補償金の額 = 1 件につき下記の率 × 旅行代金

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日より以降にお客様に通知した場合
【1】ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
【2】ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地的変更	1.0%	2.0%
【3】ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備の等級の異なるものの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額がホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備の料金を下回る場合を除きます。）	1.0%	2.0%
【4】ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
【5】ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した本旅行の旅行開始地の空港又は旅行終了地となる空港の異なるものの変更	1.0%	2.0%
【6】ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した本旅行と本旅行外の間における直行便の種類又は自由便の変更	1.0%	2.0%
【7】ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合において、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1.0%	2.0%
【8】ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の高層の種類の、設備又は乗客その他の乗客条件の変更	1.0%	2.0%
【9】上記【1】～【8】に掲げる変更のうちホームページ、パンフレット又は確定書面のツアー・タイトルに記載がなかった事項の変更	2.5%	5.0%

### 17. 個人情報の取扱い

(1) 当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただき、お客様がお申込みいただいた旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店でのお客様の貴重な物等の便宜のために必要な範囲内でお申込みいただいたパンフレット及び最終旅程表に記載された運送・宿泊機関等及び保険会社、土産品店に対し、お申込み時いただいた個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電磁的方法等で送付することにより提供いたします。

(2) 当社は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社及び販売店に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。

(3) その他、個人情報の取扱いについては、ご旅行条件書（全文）の「個人情報の取扱い」をご参照ください。なお、当社の個人情報に関するお問い合わせ窓口は次の部署となります。

株式会社 JTB お客様相談室 〒140-8602 東京都品川区東品川 2-3-11  
<https://www.jtb.co.jp/form/inquiry/wmform.asp>

### 18. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は 2026 年 4 月 1 日を基準としています。又、旅行代金は 2026 年 4 月 1 日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

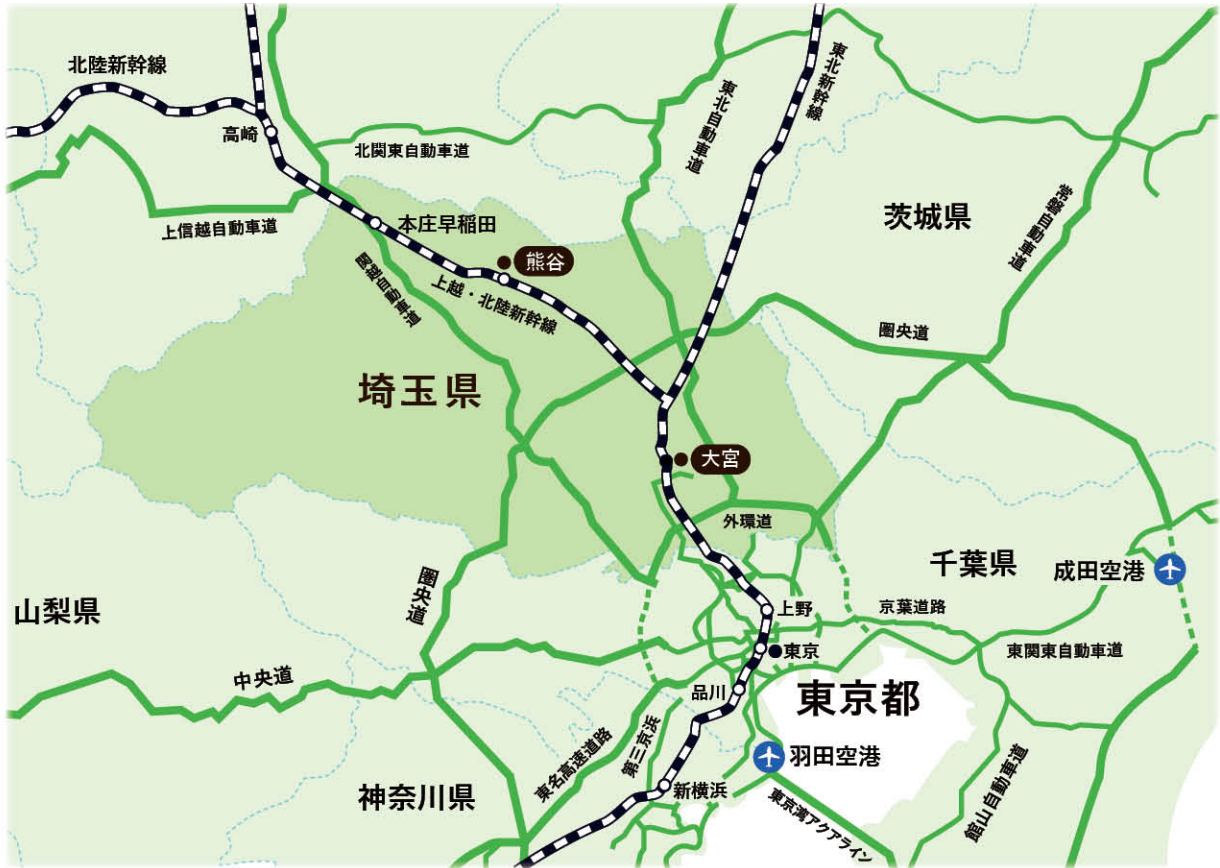
### 19. その他

当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

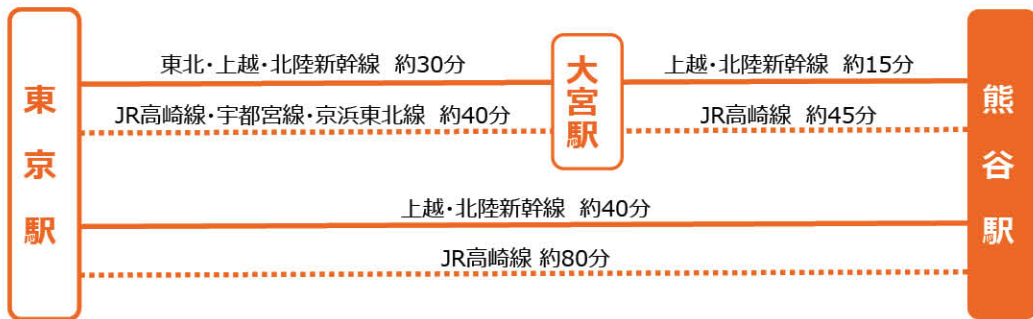
【お申込み・お問合せ先】 株式会社 JTB ねんりんピック彩の国さいたま 2026 宿泊・輸送センター  
〒330-0061 埼玉県さいたま市浦和区常盤 7-1-1 大黒屋オフィスビル 1 階 TEL: 048-832-1151 / FAX: 048-832-1160  
(営業時間: 月曜～金曜 10:00～17:00 土・日・祝祭日は休業) 総合旅行業務取扱管理者: 水谷 正也

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。

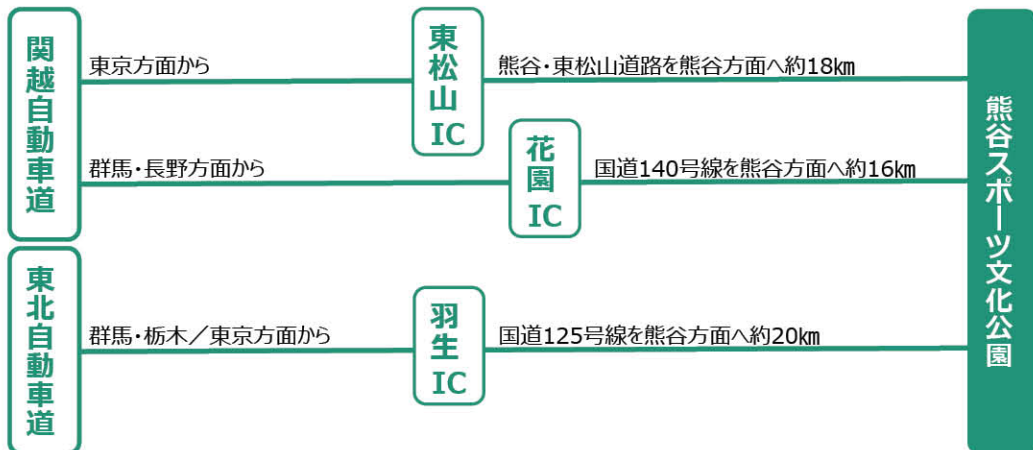
# 5. 埼玉県へのアクセス



## 鉄道

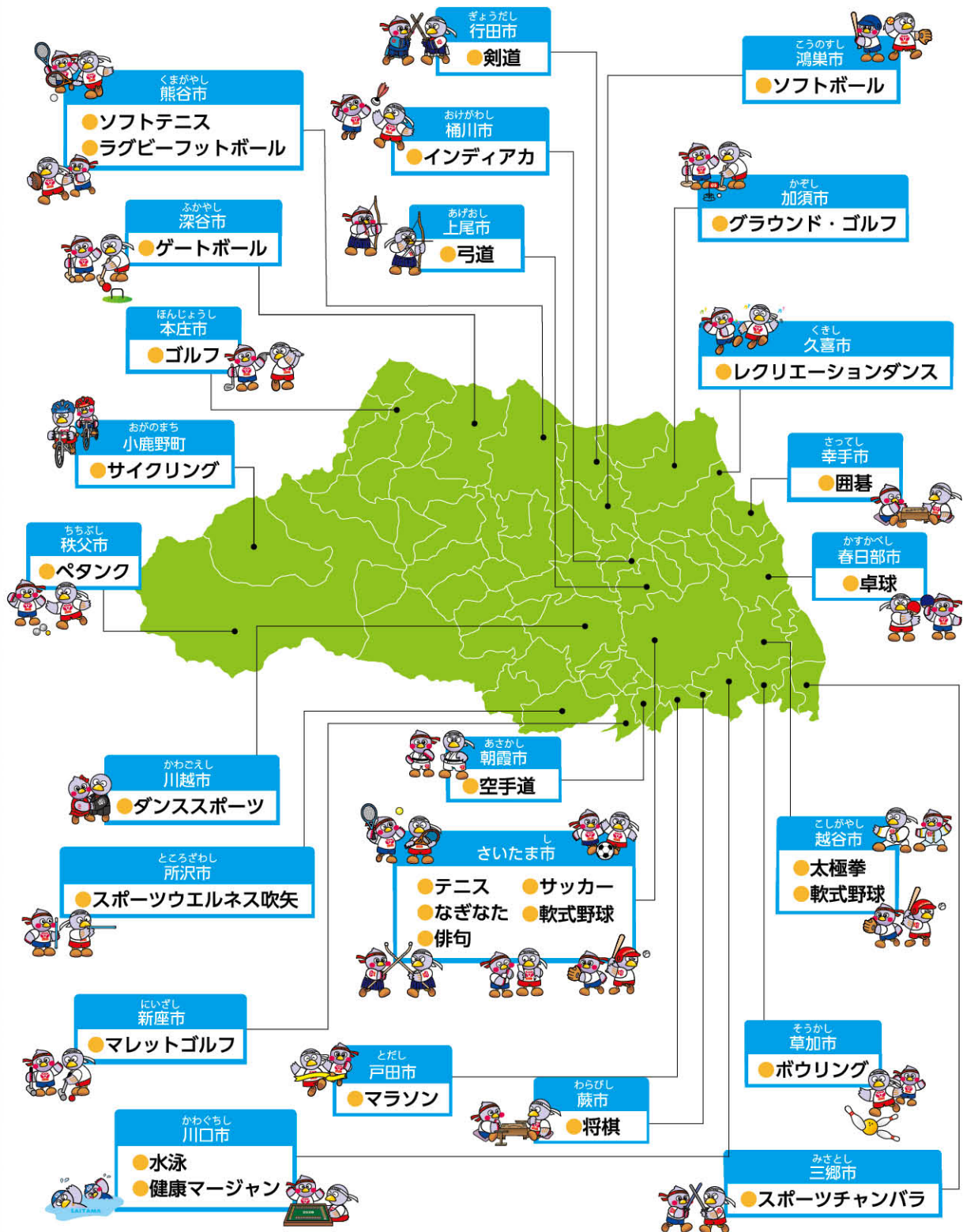


## 車・バス



国道17号熊谷バイパス「肥塚」交差点  
または「熊谷スポーツ文化公園入口」交差点から約700m

# 交流大会 会場地一覧



## ねんりんピック彩の国さいたま2026宿泊・輸送センター

〒330-0061 埼玉県さいたま市浦和区常盤7-1-1 大黒屋オフィスビル1階

TEL : 048-832-1151 FAX : 048-832-1160

お問合せ専用メールアドレス : nenrin-saitama2026-guest@bsec.jp

受付時間 : 平日10:00~17:00 (休業日 : 土・日・祝日)